

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社タクマエナジー
住所	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	<p><b>【小売電気事業】</b> ごみ焼却発電施設等から発生する電気を調達し、電気需要家に対する電気の小売を行っております。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	<p>事業推進部を中心に、プラントメーカーである親会社の(株)タクマと連携して、ごみ焼却発電施設等からの電気を調達し、排出係数の低い電気の供給を行ってまいります。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2021年度)	0.038 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.020 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	当年度目標 (2022年度)	0.038 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.020 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	短期目標 (2027年度)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	長期目標 (2042年度)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	<p>(目標に係る措置の考え方)</p> <p>ごみ焼却発電施設等より電力を調達することにより、温室効果ガスの削減に寄与します。親会社と連携し、環境負荷の低い電力を積極的に供給してまいります。</p>		

\*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。  
 \*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。  
 \*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2027年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2042年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
(目標に係る措置の内容)			
小売電気事業に供している自社等発電所はありません。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2027年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2042年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
(目標に係る措置の内容)			
ごみ焼却発電施設からのバイオマス由来の電力を積極的に調達・供給することで、再生可能エネルギー導入率の拡大を図ります。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	ごみ焼却発電施設から電気を調達することで、未利用エネルギー等由来の電気の供給拡大を図っていきます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電所を所有していません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	現時点では検討していません。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	社内におけるクールビズの奨励、空調温度の適正化など省エネルギー対策を実施しております。		

\*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

\*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

\*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

\*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

\*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。